

令和7年7月2日
小金井市教育委員会

小金井市立学校の台風接近に伴う措置について

「小金井市」の「暴風警報」発令への対応

1 発令が予想される場合

- (1) 教育委員会と協議の上、休校、授業切り上げ等の適切な対応とする。
- (2) 在校中に発令が予想される場合、教育委員会と協議の上、すみやかに下校する。
ただし、状況によっては校内待機とする。

2 午前7時前に発令された場合

「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ自宅待機させる。

① 午前7時までに解除された場合	平常の授業を行う。
② 午前7時を過ぎても解除されない場合	臨時休校とする。

3 午前7時以降に発令された場合

① 登校前及び登校中に発令された場合	登校前は自宅待機させる。登校中はそのまま登校させ、在校中に準じて対応する。
② 在校中に発令された場合	各校は、校内で児童・生徒を待機させる。ただし、小金井市の気象や通学路の状況等を十分に考慮し、教育委員会との協議に従って下校させができる。その際、下校後の家庭の状況等を考慮して、校内待機など個々に安全を確保する。下校は集団下校とするが、状況に応じて保護者の引き取りの対応を行うこと。

午前7時の段階で、「小金井市」に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発令された場合は、児童・生徒の安全を第一に各学校、地域、家庭の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。